

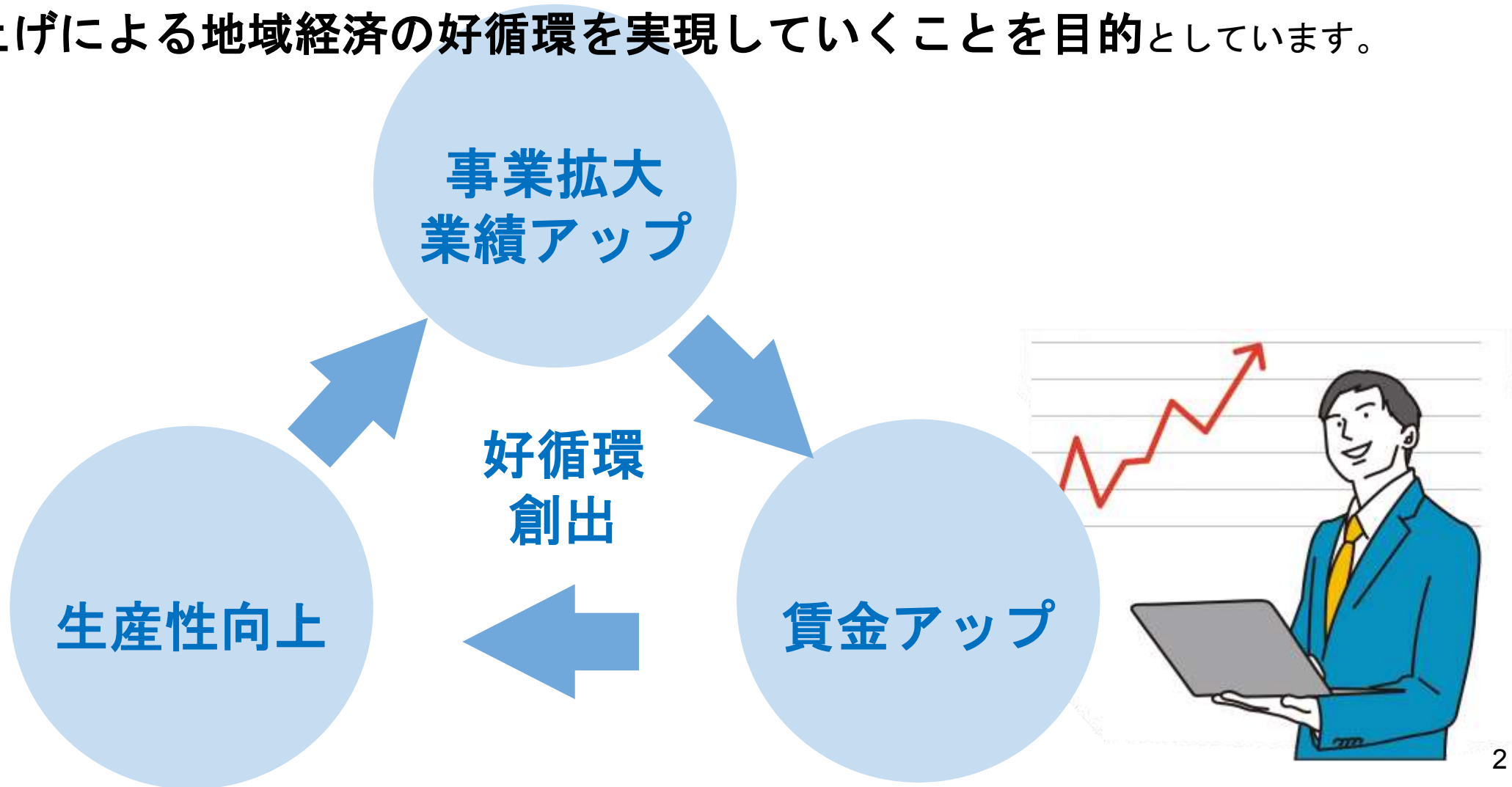
持続的な 賃上げ・生産性向上 支援補助金のご案内



令和8年 8 月 鳥取県商工労働部企業支援課

制度目的

本補助金は、賃金引上げを行う県内中小事業者等が行う生産性向上等を支援し、**事業拡大と持続的な賃金引上げによる地域経済の好循環を実現していくことを目的**としています。



制度概要

区分	収益力強化型	大規模成長投資型
概要	持続的な賃金の引上げを目指すために行う生産性向上、省力化、自動化、販路拡大、人材確保・育成等の取組にかかる経費の一部を助成する。	持続的な賃金の引上げを目指すために行う大規模成長投資（生産性向上や事業拡大）の取組にかかる経費の一部を助成する。
補助率	1 / 2（従業員等一人当たりの平均給与支給額を5 %以上上げた場合は2 / 3） 企業支援課長が別に定める経営診断を受けた小規模企業者2 / 3（従業員等一人当たりの平均給与支給額を5 %以上引き上げた場合は3 / 4）	1 / 2
補助金上限額	常時使用する従業員数に応じて、以下のとおり ア 20 人未満の場合、2,000 千円 イ 20 人以上 30 人未満の場合、3,000 千円 ウ 30 人以上 40 人未満の場合、4,000 千円 エ 40 人以上の場合、5,000 千円	小規模企業者以外 15,000 千円 小規模企業者 7,500 千円 ※従業員数による区分はありません。

※小規模企業者・・・常時使用する従業員数が20人以下、卸売業・小売業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く。）では5人以下の会社または個人事業主をいいます。

※小規模企業者・・・常時使用する従業員数が20人以下、卸売業・小売業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く。）では5人以下の会社または個人事業主をいいます。

補助要件

本補助金を活用いただくにあたっては、以下の要件を満たすことが必要です。

01 従業員の賃金の引上げ

令和6年10月以降の3か月（注）を比較して従業員等一人当たり平均給与支給月額を引き上げること

（注）過去に賃上げ補助金を活用した企業も申請可能です（この場合、前回引き上げ後の賃金と比較）。

●収益力強化型 3 %以上 ●大規模成長投資型 5 %以上

02 パートナリシップ構築

宣言

03 付加価値額の向上

大規模成長投資型

付加価値額が3年間で9 %以上伸びることが見込まれること

04 従業員の賃金の継続的な増加

大規模成長投資型

1人当たり人件費が3年間の年平均で3%程度増加することが見込まれること

大規模成長投資型の審査基準

大規模成長投資型は、審査会（書面審査）による審査があります。
審査会では、以下の基準に基づき審査します。

4つの評価項目の評価点の合計（平均）が12点以上の場合、当該事業実施計画は認定となります。



審査項目	評価の視点	評価基準
事業実施計画の内容	・ 補助事業の実施により、生産性向上や事業拡大に大きく寄与することが見込まれるか。 ・ 補助事業の実施が、持続的な効果を発揮することが見込まれるか。	5点：特に高い効果が見込まれる 4点：高い効果が見込まれる 3点：概ね妥当 2点：一部課題がある 1点：不十分
付加価値額の増加	・ 付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額が3年間で9%以上増加する計画となっているか。 ・ 売上高の増加、売上原価の減少、販管費の増減について妥当な説明があるか。	5点：増加率が特に高く根拠が明確 4点：増加率が高く根拠が明確 3点：概ね妥当 2点：一部不十分 1点：不十分
持続的な賃金引上げ	・ 人件費又は1人当たり人件費が3年間の年平均で3%程度増加（付加価値額3年間9%以上増加の見合い）が続く計画となっているか。	5点：増加率特に高く持続的 4点：増加率が高く持続的 3点：概ね妥当 2点：一部不十分 1点：不十分
計画の実現可能性	・ 売上高等の目標が過度な目標となっていないか。 ・ 補助事業を行う上で必要となる人材、技術、物資などのリソースが確保されているか。 ・ ステークホルダーと協力関係ができていないか。	5点：実現可能性が特に高い 4点：実現可能性が高い 3点：概ね妥当 2点：一部不十分 1点：不十分

補助対象経費

本補助金の補助対象経費は以下のとおりです。

建物費（建物 附属設備及び 構築物含 む。）	・専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他 事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設・改修に要する経費 ・補助事業実施のために必要となる建物の撤去に要する経費
機械装置費	・専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ・上記に付随して行う機械装置の改良、据付け又は運搬に要する経費
システム導入 費	・専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用（クラウドサービス利用料を含む。）に要する経費
技術導入費	・本事業の実施のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	・本事業の実施のために依頼した専門家に支払われる経費
外注費	・本事業の実施のために必要な加工、設計、デザイン、検査、調査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費
知的財産権等 取得関連経費	・本事業で開発又は提供する新製品・サービス等の事業化に当たって必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費
広告宣伝・ 販売促進費	・本事業で開発又は提供する製品・サービス等に係る広告（パンフレット、動画、写真、サイト等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー開催、営業代行利用等に係る経費
人材育成費	・本事業の実施のために必要な教育訓練や講座受講等の受講に係る経費

比較対象期間と補助事業期間

本補助金では、令和6年10月以降で申請者が任意で設定する賃金引上げ前の連続する3か月（基準期間）と基準期間後であって、賃金引上げ後の連続する3か月（比較期間）の賃金を比較します。これに対し、補助事業の期間は認定日以降から令和8年12月末までに設定することが必要です。

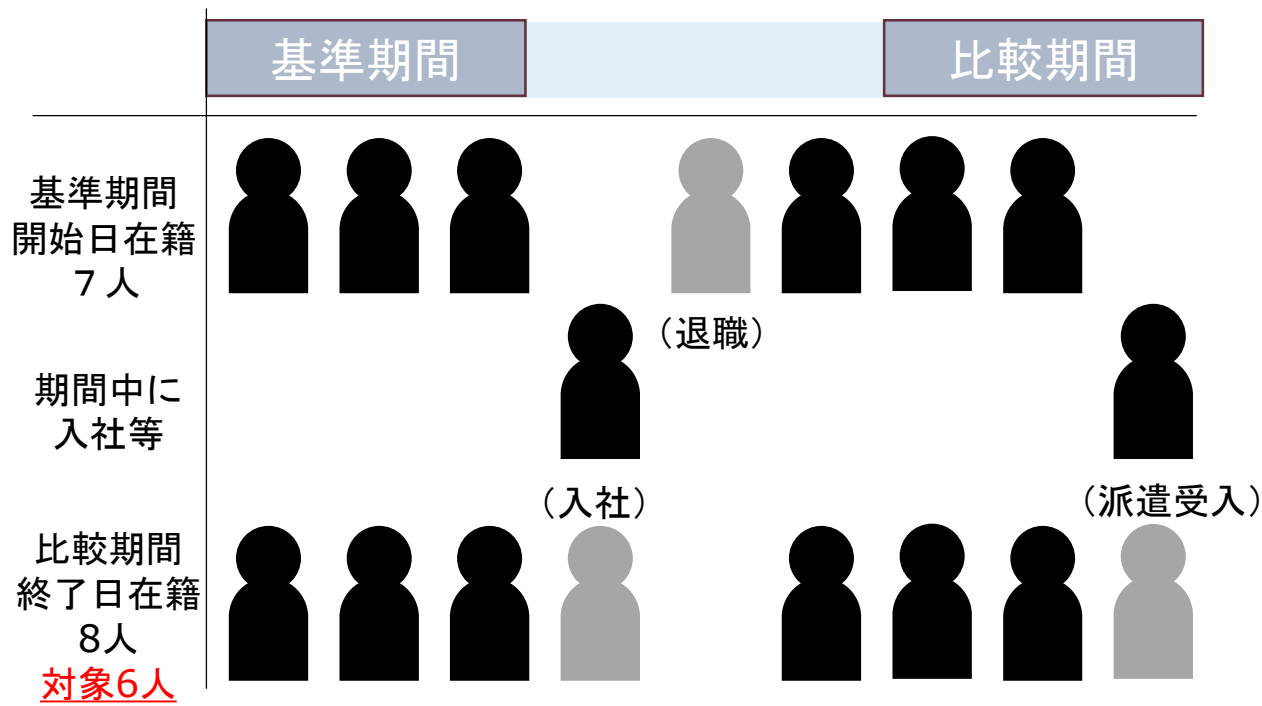
【事業期間】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和6年										基準期間		
令和7年												
令和8年				事業認定★	比較期間			事業期間				

対象となる従業員

本補助金では、基準期間の開始日から比較期間の終了日までに在籍する従業員が対象となります。
この間に退職、新たに雇用、派遣終了又は新たに派遣を受け入れた者は算定から除外します。
また、対象となる従業員の雇用形態等は以下のとおりです。

基準期間の開始日から比較期間の終了日まで
に在籍する従業員が対象



「従業員等」の範囲

1 直接雇用者

- (1) 正規雇用者（再雇用含む）
- (2) 短時間労働者のうち、下記要件を満たす者（パート・アルバイト）

◆賃金引上げ前後で継続して雇用している者で以下の全ての要件を満たしている者が対象です。

- ・週の所定労働時間が20時間以上であること
- ・雇用保険の被保険者であること。
- ・補助事業完了までの間、雇用が継続されること
（補助事業完了後も継続的に雇用すること）
- ・賃金の月額が8.8万円以上であること / ・学生でないこと

2 非直接雇用者

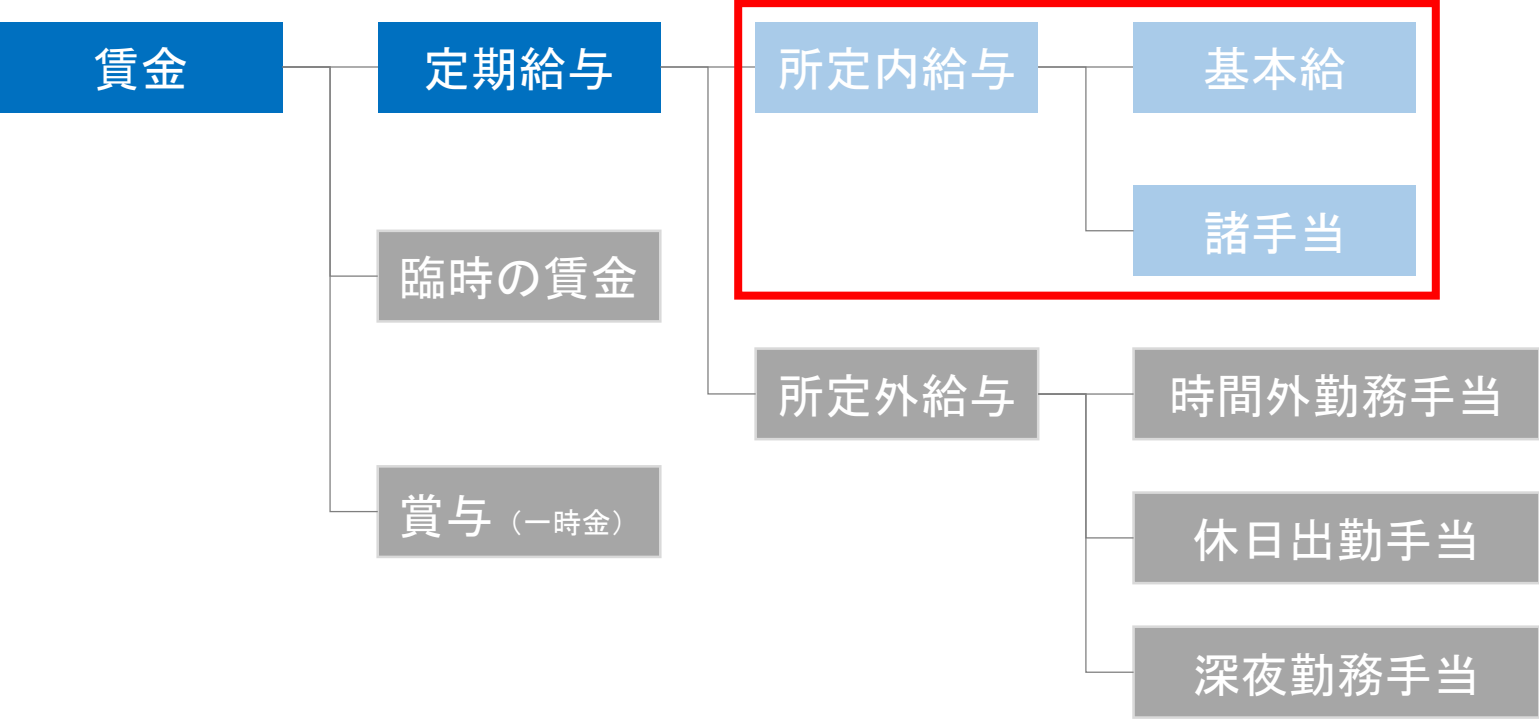
(1) 派遣労働者

◆以下の全ての要件を満たしている者が対象です。

- ・賃金引上げ前後で継続して従事していること
- ・上記1に記載する短時間労働者の要件を満たしていること

対象となる給与

賃上げの対象となるのは下図の所定内賃金となります。一人当たりの平均給与支給額も下記の給与を基準として計算してください。



(諸手当について)

対象となる手当	役職手当 資格手当 (資格給) 職能手当 危険手当 特殊勤務手当
対象と ならない 手当	通勤手当 住居手当 家族手当 残業手当 みなし残業手当 食事手当 テレワーク手当 等

パートナーシップ構築宣言

本補助金の交付決定及び支給を受けるには、**事業実施完了日までに「パートナーシップ構築宣言」**をすることを要件としています。

※概要及び登録・掲載の方法はHP でご確認ください。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/>

「パートナーシップ構築宣言」のポータルサイトに掲載されたことをもって宣言を確認します。

パートナーシップ構築宣言とは

事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、「**代表権のある者の名前**」で宣言するものです。

パートナーシップ構築宣言では、下記の（１）（２）を宣言します。

- （１）サプライチェーン全体の共存共栄と**新たな連携**
 - オープンイノベーション
 - IT実装
 - グリーン化 等
- （２）**下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守
特に、**取引適正化の重点5課題**について宣言します。
 - ①価格決定方法
 - ②型管理などのコスト負担
 - ③手形などの支払条件
 - ④知的財産・ノウハウ
 - ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

出典：パートナーシップ構築宣言特設サイト

経営診断

賃上げが企業経営に与える影響を定量的に把握・可視化するとともに、収益性、財務健全性、及び、投資効果を踏まえた経営診断を実施し、持続的な賃上げ・生産性向上の実現を後押しします。

経営診断を受けた小規模企業者は本補助金の補助率を引き上げます。（収益力強化型のみ）



PL/BS/キャッシュフロー
可視化

3期分の数値から資金の流れと傾向を分析、将来の資金不足リスクを事前に把握できます。

賃上げの可能性および
影響について可視化

中小企業にも求められる賃上げについて、可能性とリスクを可視化します。

投資効果の可視化

補助金対象事業の効果可視化します。

具体的な改善提案

専門家による実践的なアドバイス。賃上げ・投資判断の根拠資料としても活用可能です。

経営診断のお申込み方法と受診の流れ

申込方法は、Web、郵送、電話（もしくは対面）の中から好きなものをお選びください

Web診断ページより申込み（推奨）



Web診断ページ
にアクセス



基本情報入力＋
財務諸表アップロード

基本情報入力＋財務諸表提出
Web診断申し込みはこちら▶



郵送申込み



申込書PDF
ダウンロード



紙面で郵送
決算書添付

郵送先住所

株式会社FISソリューションズ 鳥取オフィス
〒680-0871 鳥取県鳥取市吉成南町1-24-2
TEL 0857-30-2485

電話で申込み、もしくは対面での申込み



右記への電話か
対面の申込み



Webの操作が苦手な方でも大丈夫です！お困りごとがあればお電話か、対面でも対応いたします

0120-901-057

平日：9：00～17：00 定休日：土日祝

対面申込みフォーム



お申込み後



ヒアリング
(Zoom or 対面)



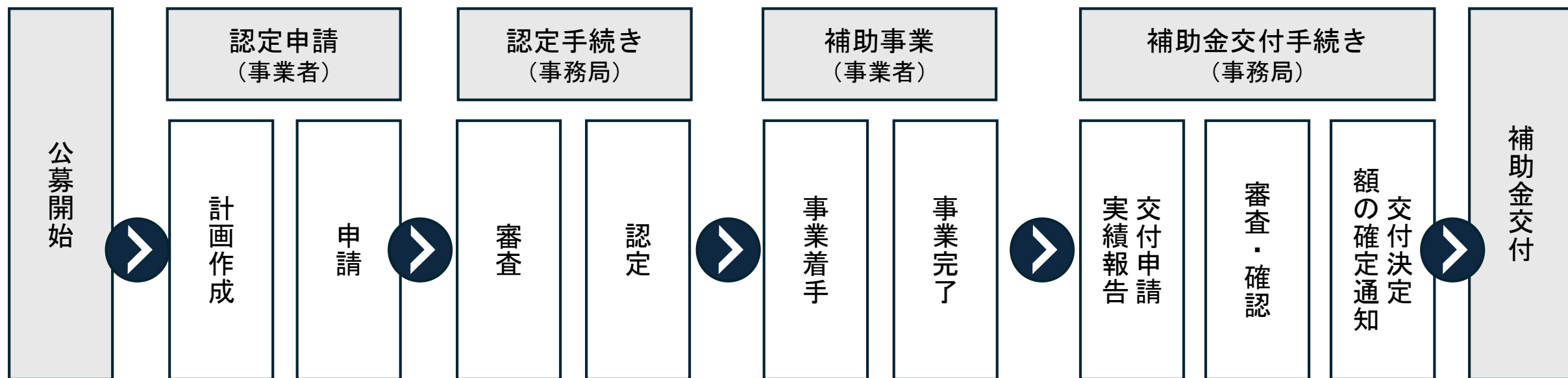
レポート受取

※経営診断は株式会社FISソリューションズ（本社：東京）に委託しています。

諸手続き・事業の流れ

募集期限

9月30日



申請方法 提出先

【電子申請サービス フォーム】 https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14849

※利用者登録が必要です。 ※Windows以外では申請できない場合があります。

ります。

【郵送先】 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金事務局（鳥取県商工労働部企業支援課内）

活用事例



飲料製造販売業 (鳥取市)

新商品開発に取り組むとともに、展示会出展やECサイト構築等の販路開拓を実施



製造業 (鳥取市)

専門家を活用し、人事評価制度を整備。役職・報酬・評価を見える化したことで、従業員のエンゲージメント向上や生産性向上を図った。



造園業 (鳥取市)

ラジコン型機器等の導入により造園管理作業の効率化を推進するとともに、CO2排出の削減や環境負荷を低減

型
模成長投資型

30日 まで



賃金アップを応援

補助額 **200万円 ~ 1,500万円**

期間延長
しました

応募期間

令和7年 9月

2025.8.12 【お知らせ】とっとり経営会議（9/5とりぎん文化会館）の開催

NEWS
お知

特設サイトを開設。募集要領や様式等の必要書類、FAQなどを掲載しています。

<https://tottori-hojokin.jp/>

県内事業者の経営力向上に向けた 価格適正化と賃上げ相談窓口

価格適正化や賃上げを実現するため、価格転嫁や生産性向上、業務改善等の具体的な方法を企業経営の専門家に相談することができます。

相談受付

相談
無料

- 受付期間：令和9年2月末まで
- 受付機関：鳥取県中小企業団体中央会

※鳥取県から鳥取県中小企業団体中央会への委託事業として実施

- 受付先：電話 0857-26-6671

メール honbu@chuokai-tottori.or.jp

※電話による受付は、平日の午前9時～午後5時です。（メールは随時）

相談事例

価格転嫁に関して
取引先にどうやって価格交渉
すれば良いのでしょうか？



取引先説明書の作成や
説明の工夫を助言



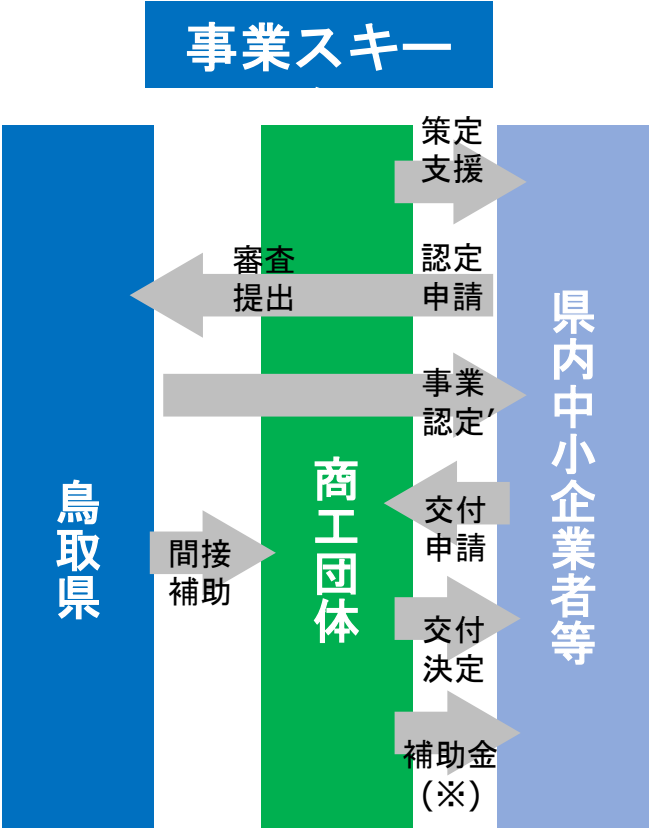
価格交渉のノウハウがなく
どうしようかと思っていた
けど



相談して気が楽になりました

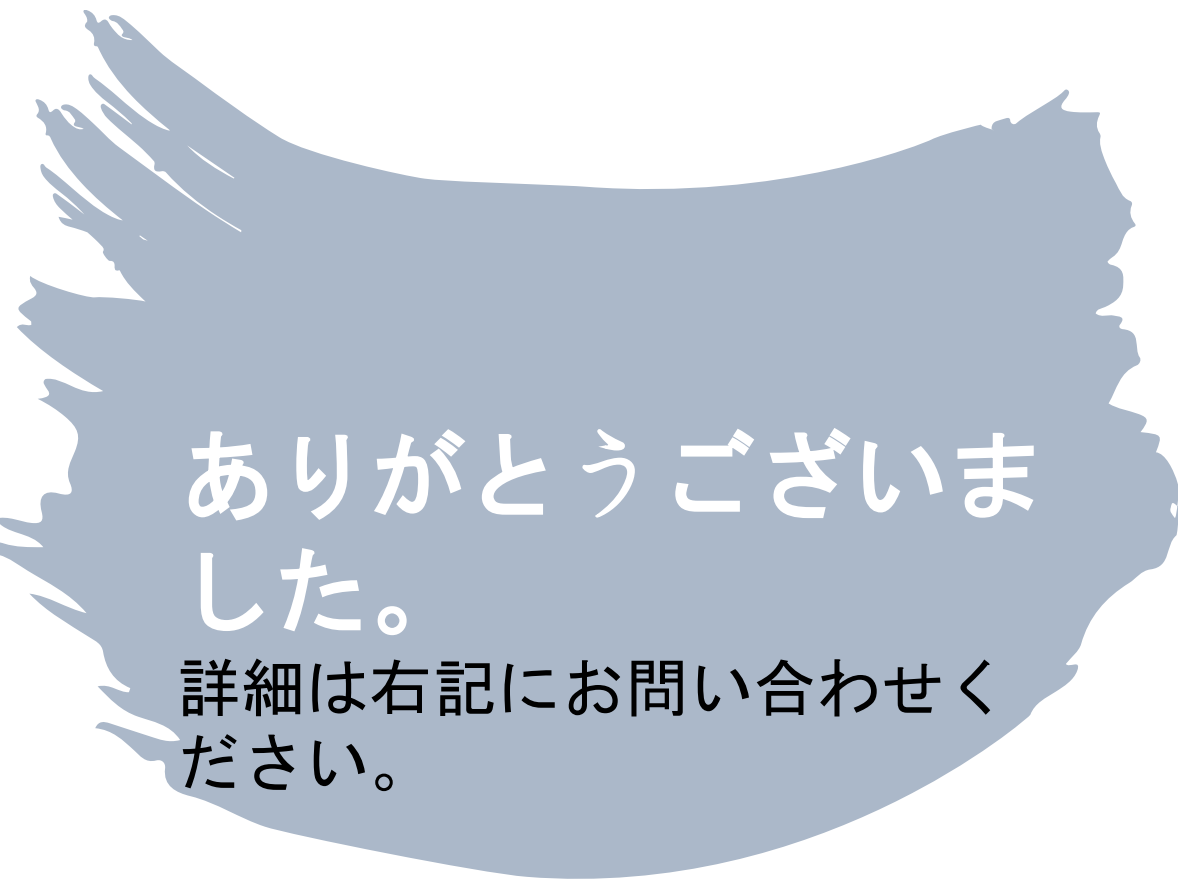
鳥取県産業未来共創事業補助金

商工団体と連携し、県内企業の経営ビジョンや成長段階に応じた事業計画の作成からその実施までを産業未来共創事業補助金等により支援



※「経営革新型」「事業承継型」は県直接補助
上記のほか進捗状況等の手続きがあります。

産業未来共創事業の事業類型と補助金概要				
区分	新たな 企業価値創造型	生産性向上・ 新技術導入推進型	経営革新型	事業承継促進型
概要	企業にとって新たな取組(※)により企業が成長を目指す取組 ※新商品・サービスの開発や新たな生産方法・提供方法の導入など	サービス開発・試作品開発・プロセス改善等により生産性向上を図る取組 ※経営力向上計画の認定が必要	地域にとって新たな取組(※)により企業が成長を目指す取組 ※経営革新計画の承認が必要	事業承継する際のM&Aマッチングや、承継後の事業の継続や拡大に向けた取組
補助金額 (上限)	200万円	500万円	1,000万円 (重点分野：1,500万円)	200万円
補助対象 経費	FS調査費、開発費、人材育成費、販路開拓費、設備・新技術導入費	経営基盤整備費、人材育成費、販路開拓費、設備・新技術導入費	FS調査費、開発費、人材育成費、販路開拓費、設備導入費	事業承継手続き費、マーケティング調査費、設備導入・改修費、広告宣伝費
補助率	1/2	1/2 ※組合・任意グループ	1/2 ※組合・任意グループ	1/2 16



ありがとうございました。

詳細は右記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

鳥取県商工労働部企業支援課

住所/鳥取市東町1-220

電話/0857-26-7988

FAX/0857-26-8117

[Email/kigyoushien@pref.tottori.lg.jp](mailto:kigyoushien@pref.tottori.lg.jp)

県ホームページ（関連ページ）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/318420.htm>